

監査請求に関する決議（案）

次の事項につき、地方自治法第 9 8 条第 2 項の規定により、監査委員に対し監査を求め、監査の結果に関する報告を請求する。

1 監査を請求する事項

平成 1 9 年度分及び平成 2 0 年度分国直轄事業負担金

2 理 由

- (1) 平成 1 9 年度及び平成 2 0 年度に香川県が国に対して支払った国直轄事業負担金において、国土交通省香川河川国道事務所の移転新築工事に係る経費が含まれていたことが判明した。

地方財政法 12 条には、「国の機関の設置、維持及び運営に要する経費」は、地方に負担させてはならない旨規定している。さらに、地方自治法 156 条第 4 項には、「国の地方行政機関の設置及び運営に要する経費」は、国が負担しなければならないと規定されており、例外規定はなく、個別法によっても地方負担させることはできない。

にもかかわらず、国は道路法等の個別法の抽象的な条文によって地方に負担させるものと解釈しており、このような国の解釈は到底納得できるものではない。

したがって、この事務所の移転新築工事に係る経費は、県が負担すべき経費かどうか疑問である。

- (2) 上記(1)の経費のうち、土地取得費、建物購入費及び新築工事費に係る部分は、道路と河川の割合、地方財政法 17 条の 2 による新設改良と個別法による維持管理の負担区分をはじめ、積算根拠が不明確である。人件費を含む業務取り扱い費全体についても同様である。

従って、道路法及び河川法等関係法令において、1 / 3 負担または 4 5 % 負担という地方負担割合の基準が定められているにもかかわらず、どの経費がどの負担割合に該当するのか明確でなく、これら経費を県が負担すること自体について、法令に基づいているかどうか疑問がある。

- (3) 上記(1)及び(2)の疑問は、他の国直轄事業負担金に対しても同様の疑問を生じさせるに足るものである。

- (4) 以上、平成 1 9 年度分及び平成 2 0 年度分の国直轄事業負担金の支出は、法令に明確な根拠を有するのかどうか不明確であり、予算の適正な執行という点において重大な疑義がある。

3 期 限

平成 2 1 年 8 月 3 1 日まで

以上、決議する。

平成 2 1 年 7 月 1 3 日